

令和8年度京都市立岩倉北小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、すべての子どもが被害者にも加害者にもなりうるものと捉える。平成29年度現在、国の「いじめ防止対策協議会」における「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」によると現行の基本方針を進める中で、6つの課題が見られる。

- ① いじめの認知件数に係る都道府県格差が約20倍ある。
- ② 学校のいじめ防止等基本方針が児童、保護者、地域に周知されておらず、徹底した対応となっていない。また、年度ごとの見直しが行われていない。
- ③ いじめ対策組織が十分に機能しておらず、重大な結果を招く事案が出ている。
- ④ 子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることをより理解させていくことがもとめられている。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が子どもたち自身から活用されるように周知する必要がある。
- ⑤ いじめが解消に至っていないにも関わらず、謝罪をもって解消と考え、支援を終了するケースがある。
- ⑥ 被害者や保護者が重大事態との申し出があるにもかかわらず、学校内で重大事態として取り扱わないケースがある。

これらの課題を踏まえて、いじめの積極的な認知、適切な初期対応や組織対応の検討、対応を徹底するために、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条、そして京都市いじめ防止等取組指針(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」(本校では生徒指導委員会)で情報を共有し、今後の対策等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた初期対応を迅速に検討、対応を進める。一定、解消と見られた場合も引き続き支援、観察を行い、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ・不登校対策教育相談委員会

イ 構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 総合育成支援主任
各学年生徒指導部員 スクールカウンセラー 該当担任

ウ 開催時期

- ・定例委員会は毎月1回行う。
- ・臨時委員会は必要と判断した時に随時行う。
- ※緊急対応の場合はこの限りではない

エ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の子どもの情報交換と課題の共有。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての取組内容の検討。
- ・いじめに関わる情報の集約。
- ・重大事態に対する取組の決定と実行。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・年度当初、集会において紹介
- ・学校ホームページに掲載

(2) 教職員の資質向上(校内研修)

ア 基本的な考え方

いじめに対する防止や早期発見に向けた対策について研修を通して考え、全教職員で取組を進めていく。また、発覚時の適切な対応や連携(教職員内、関係諸機関)の取り方についても確認できるように研修を充実する。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月に生徒指導研修会で実施する。
- ・内容は、「岩倉北いじめ防止基本方針の徹底」「事例をもとにした具体的な取組の検討」「本校の実態についての共通理解」「『さえる』生徒指導から『支える』生徒指導へ(生徒指導の構造2軸3類4層・生徒指導の実践上の4つの視点)」など

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善

- ・子どもが主体的な学びをする教材や学習展開を工夫する。
- ・一人一人が確かな学力を付けることができる学習環境を整える。
(学習ルールの徹底、掲示物や学級文庫などの充実など)
- ・互いの意見を尊重する学習態度の徹底と意見を交流することの意義を子ども自身が感じられるように活動を工夫する。
- ・一人一人の成長を適切に評価し、学習への意欲の高まりを図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・道徳的実践力を育むために、道徳的価値が子どもの心情に響くような道徳の授業を工夫する。
- ・音楽や美術の作品に対して素直な感想をもち、情操を豊かにする取組を行う。

ウ 体験活動

- ・教科や総合的な学習の時間などで生物にふれ、命の尊さについて考えることができるようにする。
- ・宿泊学習や学校行事の中で、協力することで成し遂げられることや仲間を思いやることの大切さを感じることでできる活動を行う。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学級における係活動や学校全体における委員会活動を充実させ、学校生活を自主的に楽しもうとする態度を養う。
- ・生徒指導部と児童会が連携して行事ごとに行動目標を決めて、取組の推進と振り返りを朝会などで行う。
- ・5月の憲法月間で、学級ごとに話し合い人権を守るための目標を考える活動を行う。
- ・12月の人権月間に人権目標を振り返り「人権を守ること」について考え、それを進んで使おうとする取組を行う。
- ・たてわり中間遊びによる、異学年同士の交流をする中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成をする。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・全ての教育活動において、いじめを絶対に許さないという態度を教職員全員で示す。
- ・学級通信などで仲間を尊重し、思いやることの大切さを伝えていく。
- ・非行防止教室を実施する。
- ・スクールカウンセラーの紹介をする。

カ 保護者の啓発

- ・本方針をホームページに掲載するなどして、内容を周知する。
- ・参観・懇談会などで、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、協力をえる。
- ・懇談会等でスクールカウンセラーの役割を紹介する。

キ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」の内容を、学校ホームページなどを通して他学年の児童や保護者・地域の方に周知する。
- ・情報モラル教育を総合的な学習の時間・道徳教育の中に位置づけ、計画的に行う。
- ・参観・懇談会などを通して、ネットの危険性や問題行動との関連などについて、保護者の方と話し合う機会を設け、啓発に努める。

ク その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、成果と課題を周知する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 情報の集約と情報の共有

- ・法に基づき生徒指導主任のみならず全教職員が普段からいじめやその疑いに関わる情報の収集に努め、生徒指導部の学年担当を通じて「いじめ対策委員会」で共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有した情報を生徒指導部の学年担当を通して、全教職員で共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケートを7・11月に実施する。また、4～6年については年2回クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価における児童生徒による記名式アンケートの項目の中に、友達関係などに関する内容を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・7・11月に「教育相談週間」を設定し、いじめアンケートをもとにした相談活動を積極的に行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめやその疑いの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、対応策などについて検討する。いじめの有無の確認、被害者児童の支援、加害者児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係諸機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について検討し、いじめの解消・改善及び再発防止に向けた取組を推進する。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめやその疑いの発見や報告があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有する。
- ・いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導の体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者へ把握している事実や支援・指導体制について連絡する。
- ・京都市教育委員会へ報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りの児童に対しても、関わりのある問題であることを認識させ、必要に応じて学級や学校全体への指導を行う再発を防ぐ。
- ・事案によっては警察にも連絡を入れる。
- ・日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異常に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早急に連絡を取り合い、家庭での様子についてもうかがう。
- ・「生徒指導委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。
- ・重大な事態については、「ケース会議」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

ウ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・基本的に(2)と同様であるが、他校の児童生徒とのかかわりがある場合を想定して対応していく。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。

エ いじめの解消について

- ・いじめが解消している状況とは下記の二点の要点を満たした場合を指し、解消いたるまでは必要な支援等を継続する。面談などにより確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月間は止んでいること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない事。

4 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・参観授業を含めた行事などを積極的に連絡し、児童の様子を見ていただき、学校評価に反映できるようにする。
- ・いじめの未然防止に向けた取組などを学級便りや学校便りなどを通して発信していく。
- ・家庭訪問や個人懇談会などを通して児童の現状について保護者と共通理解を図り、課題があれば解決に向けた取組について相談する。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・スクールカウンセラーや学校支援員と気にかかる児童について話し合う機会を設け、必要があれば児童や保護者への対応を担任と共に考えていく。
- ・いじめの事案によっては警察署少年係との連携を密にし、被害者児童の心身の安全・安心を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、精神的ケアも図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査による事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態は法において以下のように定義されている。
 - ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いがあるものとして対応する。
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、調査の主体等について協議を行う。
- ・本校が調査の主体となる場合は、「いじめ重大事態対策委員会」を設け、事実関係を

明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生防止に向けた取組の推進などを行う。

・京都市教育委員会が主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力をする。

年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 授業参観懇談会 教育相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学年懇談会①の中で保護者啓発 朝会で校長から啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート実施に向けて」 生徒指導校内研修会① 「全校で見守る児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間(全校集会) 縦割り活動の開始 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 学校運営協議会で説明① 教育相談週間
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「アンケート・教育相談の結果の共有」「クラスマネジメントシートの結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 情報モラル週間 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 教育相談週間(個別面談)① クラスマネジメントシートの実施①(4～6年)、学年集約と結果分析・共有 「学校評価」 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 PTA総会で啓発
7	<ul style="list-style-type: none"> 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【6年】 修学旅行 【5年】 非行防止教室 【共通】 個人懇談会 		<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 地生連での講演会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 			

9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【4年】 ・びわ湖青少年の家学習 【5年】 ・花背山の家宿泊学習 【6年】 ・薬物乱用防止教室 		<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・運動会 【6年】 ・小中連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11		<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・自由参観 【6年】 情報モラルオンライン教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 「学校評価」 ・教育相談週間(個別面談)② 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会②の中年集約と共有② ・少年補導研修会で啓発
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」「クラスマネジメントシートの結果」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・人権集会 ・個人懇談会 【4・5年】 ・情報モラル教室 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 			<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で報告 ・授業参観
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ ・生徒指導校内研修会③個別の見取り 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・学習発表会 ・授業参観懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 「学校評価」 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会 ・学期末参観・懇談

3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会 ・生徒指導校内研修会④(年間反省) 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③
---	---	--	---

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
 - ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
 - ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
 - ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
 - ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」
- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。※事案内容によってはこの限りではない

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。